職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年6月20日

							-
①学校名:	四国大学大学院		②所在地:	恵島県徳島市応神町古川字戎子野123-1 -			
③課程名:	四国大学大学院税剂	・会計プログラム	④正規課程/履修 証明プログラム:	履修証明	プログラム	⑤開設年月日:	平28.4.1
⑥責任者:	経営情報学研究科	長 池田 充郎	⑦定員:	10	D名	⑧期間:	1年間
⑨申請する課程 の目的・概要:	地域社会の要請や社会人の資格取得などの学習気運の高まりに応え、また、職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、税法・会計学関連の専門的知識を修得するためのプログラムを設け、税務・会計業務に従事する者等の職業に必要な能力の向上を図ることを目的とする。						
⑩4テーマへの 該当の有無	次の①または②の要件を満たす者とします。 中小企業活性化 ビジネス ①履修資格: ②大学を卒業した者、または実務経験3年以上で大学を卒業した者と 同等以上の学力があると認められる者						
⑫対象とする職 業の種類:	税務・会計業務に従事している者及び税務・経理・監査等に関心のある企業経営者など						
③身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知 税法・会計関係の)	(得られ _・ 論理的	る能力)]思考能力		
⑪教育課程:	「税法特論 I 」及び「税法特論 II 」並びに「租税政策特論」により税法に関する知識を、「会計学特論」及び「公会計特論」並びに「管理会計特論」により会計学に関する知識を修得させる。また、その過程においてグループ討議など実践的な授業を行うことにより、プレゼン能力だけでなく、交渉能力や調整能力なども修得させる。						
⑤修了要件(修 了授業時数等):	必修科目10単位を含む12単位以上を修得すること。						
16修了時に付与される学位・資格等:	四国大学大学院税務・会計プログラム履修証明書及び 四国大学大学院税務・会計エキスパート(四国大学認定資格)						
①総授業時数:	22 単位	⑱要件該当授 業時数:	18単位	該当 双方向 要件 実務家	⑩要件該当授業 /総授業時勢		82%
②成績評価の方法:	授業時の議論への参加状況、試験及びレポートなどを総合的に勘案し、評価する。						
②自己点検・評 価の方法:	自己点検・評価については、学外団体である徳島経済同友会と連携協力して設置する「四国大学職業実践力育成プログラム推進会議」(BP推進会議)において実施する。BP推進会議において評価項目を設定し、学生による自己評価をもとに、達成度について評価を行うルーブリック方式により現状を正確に把握して評価を行う。						
②修了者の状況に 係る効果検証の方 法:	修了者に対し、一定の期間を経て、当該税務会計プログラムがどのように役立っているかアンケートを実施し、 報告させる。						
	(教育課程の編成) (自己点検・評価) 多くの経済人が集い、有益な提言によって地域経済社会の発展のために尽力している徳島経済同友会と連携協力して「四国大学職業実践力育成プログラム推進会議」(BP推進会議)を設置する。BP推進会議は、本学関係者及び本学が委員を委嘱した徳島経済同友会に所属する者で構成し、本プログラムをより有効・効果的なものとするために、教育課程及び自己点検・評価等に関する協議を行う。						
	講義時間については、昼夜同一科目開講システムを導入し、また、特別演習や研究指導は夜間(18:00~19:30)に、集中講義は休日に設定している。なお、図書館は夜間(9:00~21:30)も開放している。						
②ホームページ:	(URL)https://ww	w.shikoku-u.ac.j	p/education/	researchstude	nt/risyuu/		

事務担当者名:	齋藤 弘子	所属部署:	教育•学生支援部 教育支援課
本の上	(電話番号)	088-665-9922	

(E-mail) <u>kyoumu@shikoku-u.ac.jp</u>

- *パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- *様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。